

## ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 保険金額 保険期間 保険料、保険料払込方法 満期返れい金・契約者配当金がないこと

### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。

パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

#### 【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。  
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

#### 【ファミリーコース・カップルコースにご加入になる方のみご確認ください】

被保険者の範囲についてご確認ください。

### 3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

## 団体傷害保険お問い合わせ先

### ●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-5408

FAX 03-6388-0162

#### 受付時間

平日 9:00~17:00  
(土日・祝日・年末年始を除きます。)

### ●事故のご連絡・ご相談窓口

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】

**0120-727-110**

#### 受付時間

24時間365日対応

### \*指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808<通話料有料> ◆おかけ間違いにご注意ください。

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

\*取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

\*このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式サイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式サイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

\*不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

\*加入者証は大切に保管してください。また、11月を過ぎても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

幹事会社：損害保険ジャパン株式会社 SJ21-17174 (2022年4月19日)

## 団体(集団)のお問い合わせ先

裁判所共済組合本部(最高裁判所 経理局)

TEL **03-3264-8340**

令和4年度 裁判所共済組合

# 団体 傷害保険

(傷害総合保険)

## + 弁護のちから

(弁護士費用総合補償特約セット団体総合保険)

割引<sup>(※)</sup>  
約**51%**  
(団体割引25%、優良割引35%適用)  
(※)  $1 - (0.75 \times 0.65) = 0.51$

## 団体傷害保険の特長

- 特長1** 相手への補償が最大**3億円!**しかも安心の**示談交渉サービス付き**(日本国内のみ)  
自転車事故をはじめとした日常生活のさまざまな賠償責任に対応します
- 特長2** 保険料は**お手軽な月々500円**からご用意!  
ご本人だけなら月500円、家族で入っても月1,550円で加入できます
- 特長3** おケガは**日本国内外問わず、24時間補償**  
通院1日のみのケガも対象です
- 特長4** 自治体の**“自転車保険加入義務化”**に対応しています!
- 特長5** 特定感染症危険補償特約の付帯が可能です



© JAPAN-DA

NEW

## 弁護のちからの特長

「弁護士紹介サービス」付き

弁護のちからは、法的トラブルに巻き込まれたときの弁護士費用を補償します



こどものいじめ



誹謗中傷

現代社会を  
取り巻く  
さまざまな  
トラブル



ストーカー被害



インターネット通販詐欺

申込締切日

**令和4年6月30日まで**

<重要>

新規加入される方は「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の提出が必要です。  
※すでにグループ保険または団体傷害保険に加入されている方は提出不要です。

保険期間

**令和4年10月1日~令和5年10月1日まで**

## お問い合わせ先

メール照会

**10\_shougai@sompo-japan.co.jp** ※必ずメールの題名に「裁判所共済組合」と入力してください。

通話料無料

**0120-668-209** 受付時間 月曜日~金曜日 9:00~17:00(祝日はお取扱いしておりません。)

●保険金のご請求、ご相談は裏表紙下段の事故サポートセンターまでお問い合わせください。

こちらの2次元コードを読み込んでいただくと  
メール画面が立ち上がりやすくなります。



# 令和4年度の変更内容

## ① 令和5年度より団体傷害保険の退職者制度の開始

令和5年10月1日より、退職者向けの団体傷害保険制度を開始いたします。  
令和4年10月1日以降、団体傷害保険にご加入され、退職を迎えられる方が、退職者向け制度の対象となります。

ご退職後も団体割引が適用となり、一般でご加入いただくより非常にお得にご加入いただけますので、ぜひこの機会にご加入を検討いただきますようお願いいたします。

※退職者団体傷害保険の詳細は、令和5年3月頃に本制度ご加入されている退職者の方に提供いたします。

## ② 弁護のちから(弁護士費用総合補償特約)の導入

令和4年度より弁護のちから(弁護士費用総合補償特約)を導入しました。  
対象となるトラブルのいずれかに該当し、弁護士へ相談または委任したことにより被保険者が負担した弁護士費用について、保険金をお支払いします。

### 「弁護のちから」3つの特長

- 法的トラブルの解決に要する弁護士費用をサポート
  - ① 法律相談費用保険金  
弁護士へ法律相談を行うときの法律相談費用を補償します。
  - ② 弁護士委任費用保険金  
弁護士へトラブル解決の委任を行うときの弁護士委任費用を補償します。
- 弁護士紹介サービス  
(日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会よりご紹介) 無料
- 被害事故・嫌がらせ相談窓口  
警察OB等によるアドバイスが何度でも無料

補償対象となる法的トラブル	概要
(1) 人格権侵害に関するトラブル	不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことによるトラブル
(2) 被害事故に関するトラブル	ケガを負わされた、財物を壊された、盗まれた、詐欺にあった、等の被害を被ったことによるトラブル
(3) 離婚調停に関するトラブル	婚姻関係の解消のため調停や訴訟になったトラブル
(4) 遺産分割調停に関するトラブル	他の相続人との間の遺産分割または遺留分減殺請求に関して調停や訴訟になったトラブル
(5) 借地または借家に関するトラブル	賃借している土地または建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の契約に関する地主または家主とのトラブル

# 団体 傷害保険 **こんなときに保険が使えます!!**

(傷害総合保険)





保険金のお支払方法等重要な事項は「団体傷害保険のあらまし」に記載されていますので、必ずご参照ください。

## 自転車事故だけでなく、日常生活におけるケガや損害賠償事故も補償の対象です

### 傷害保険

- ① 天災危険補償特約が全加入タイプにセットされているので地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガも補償。
- ② 通院1日のみのケガも対象。
- ③ 国内外問わず補償。





### 事故事例 ※実際のお支払金額は、ケガ・損害の状況により異なります。

<p>自転車走行している人にぶつかられ、負傷</p>  <p>お支払い保険金 <b>13万円</b></p>	<p>ラーメンを運ぶときに、うっかりお湯をこぼして手の甲をやけど</p>  <p>お支払い保険金 <b>6万円</b></p>	<p>海外旅行中にシャワールームで転倒し打撲</p>  <p>お支払い保険金 <b>25万円</b></p>	<p>通勤中、階段を踏みはずして腰をひねった</p>  <p>お支払い保険金 <b>12万円</b></p>
---	--	---	---

### 賠償責任

- ① 示談交渉サービスがついているので相手の方との交渉は損保ジャパンが代行。日本国内で発生した事故に限ります。
- ② 自転車の事故をはじめとした日常生活の損害賠償責任を補償。
- ③ 自己負担額はなし。

### 事故事例 ※実際のお支払金額は、ケガ・損害の状況により異なります。

その他の事故でも			
<p>散歩中、飼い犬が他人に噛みついて、ケガをさせてしまった</p>  <p>お支払い保険金 <b>30万円</b></p>	<p>水道の蛇口を閉め忘れ、マンションの階下に水漏れを起こしてしまった</p>  <p>お支払い保険金 <b>200万円</b></p>	<p>買い物途中、店内に陳列してある商品を落として破損させてしまった</p>  <p>お支払い保険金 <b>7万円</b></p>	<p>駐車中の自動車にボールをぶつけて窓ガラスを破損してしまった</p>  <p>お支払い保険金 <b>35万円</b></p>

### 自転車事故 事故事例 ※実際のお支払金額は、ケガ・損害の状況により異なります。

<p><b>自転車同士の事故</b></p> <p>自転車同士が衝突し、相手にケガをさせた</p>  <p>お支払い保険金 <b>475万円</b></p>	<p><b>夜間の事故</b></p> <p>夜間に歩行者と接触し、相手に全治6ヶ月のケガをさせた</p>  <p>お支払い保険金 <b>1,030万円</b></p>	<p><b>高齢者との事故</b></p> <p>横断歩道を歩いていた高齢者と接触し、ケガをさせた</p>  <p>お支払い保険金 <b>1,128万円</b></p>	<p><b>物損事故</b></p> <p>自動車に接触し、バンパーを損傷させた</p>  <p>お支払い保険金 <b>32万円</b></p>
---	---	---	---

# ご存知ですか??

- 自転車事故は、6分に1件の割合で発生!
- 被害者のうち、半数が未成年者・高齢者!
- 18歳以下の子どもは加害者にもなりやすい!

**実態** 自転車事故の**15%以上**が**加害事故**であり、  
**高額**の賠償事案が発生した場合、  
**数千万円**単位の**賠償金**の支払いを求められることもあります。

## 〈高額賠償となった事例〉

賠償額	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の道路から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。 (東京地方裁判所、平成20(2008)年6月5日判決)
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走りし交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。 (東京地方裁判所、平成15(2003)年9月30日判決)

【出典】日本損害保険協会 知っていますか?自転車の事故～安全な乗り方と事故への備え～

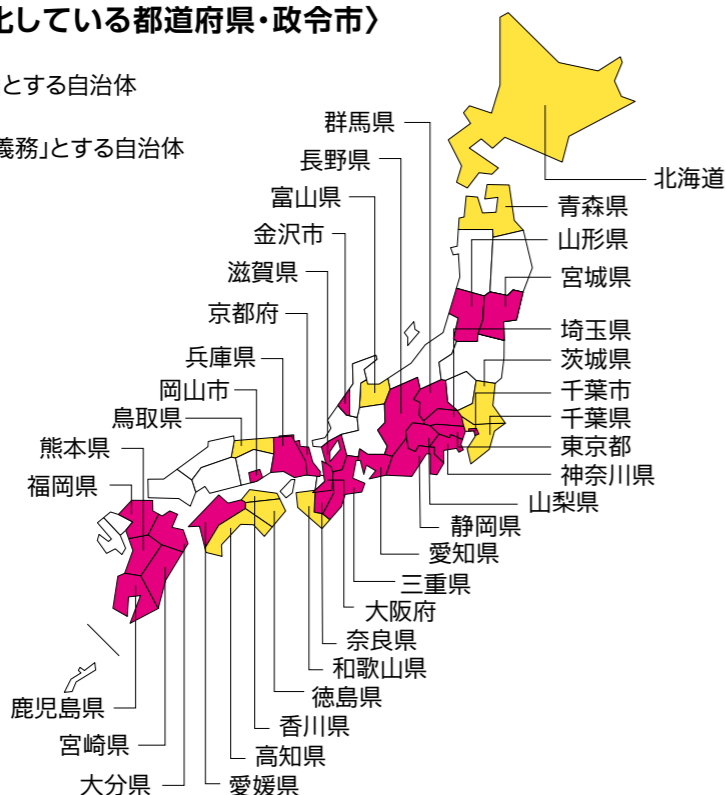
自転車事故は誰にでも起こり得ます。日々の備えが大切です。



## 全国の自治体で**自転車保険の加入義務化**が進んでいます。

### 〈自転車保険を義務化している都道府県・政令市〉

- 加入を「義務」とする自治体
- 加入を「努力義務」とする自治体



令和3年1月時点  
 損保ジャパン調べ

**ご自身やご家族の誰かが、事故を起こしてしまう前に…  
 ちゃんと備えをしておきましょう!**

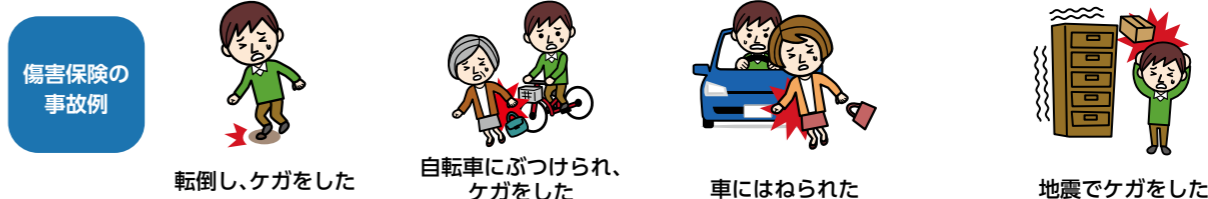
## 補償の内容

### ①ケガに対する補償 日本国内外を問わず

被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内または国外において、  
**急激かつ偶然な外来の事故によりケガ**(※)をされた場合に、  
**保険金をお支払いします。**

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。  
 (特定感染症危険補償特約をセットした場合は、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。)

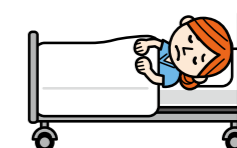
「地震、噴火またはこれらによる津波」によるケガも補償されます!



### ②介護補償

#### ケガによる所定の重度後遺障害で所定の要介護状態

ケガが原因で所定の重度後遺障害となった場合に事故の発生の日から181日目以降の所定の要介護状態を要介護状態であるかぎり終身補償します。



### ③被害事故補償

#### 被害事故による死亡・重度後遺障害も補償されます!

【被害事故補償とは…】

犯罪、ひき逃げによる傷害事故にあい、死亡したり所定の重度後遺障害を被られた場合、被害事故補償保険金を死亡・後遺障害保険金とは別にお支払いします。(加害者等からの賠償金等は控除されます。)

- 死亡の場合(逸失利益・精神的損害・葬儀費)
- 重度後遺障害の場合(逸失利益・精神的損害・将来の介護料)



### ④個人賠償責任補償 日本国内外を問わず

他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって負担する法律上の損害賠償金や費用の合計額を保険金額の範囲内でお支払いします。

個人賠償責任補償の事故例



#### さらに安心! 賠償事故の示談交渉サービス(日本国内のみ)

個人賠償責任補償特約のお支払対象となる賠償事故により損害賠償請求を受けた際には、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。  
 ※示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者および被害者の方の同意が必要となります。

### ⑤特定感染症危険補償特約

特定感染症を発病し、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に補償します。また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用(実費)に対し、300万円を限度として補償します。

# 保険金額、保険料

(保険期間1年間、団体割引25%、優良割引35%、天災危険補償特約、手術保険金倍率変更特約および重  
ファミリーコース・カップルコースは、死亡・後遺障害、入院、通院、手術、介護保険金、被害事故は本人・配偶者(ファミリーコースは親族も)と

大手術保険金倍率変更特約セット)も同額です。

特約を追加すると

弁護のちから<sup>®</sup>の保険料はP.10に掲載しております。

コース	タイプ	①ケガに対する補償				②介護補償 (年額)	③被害事故 補償	④個人賠償 責任補償	月払保険料 ①~④保険料	タイプ	月払保険料	
		死亡・後遺障害保険金額	入院保険金(1日あたり)	通院保険金(1日あたり)	手術保険金(1回あたり)						追加保険料	⑤特定感染症危険補償特約セット
ファミリーコース 1タイプを1口お選びください	A	250万円	3,000円	1,000円	開胸、開腹手術 などの重大手術	110万円	3,000万円	1,000万円	2,080円	AA	+190円	2,270円
	B	257万円	3,500円	1,600円		120万円	3,000万円	2,000万円	2,570円	BB	+230円	2,800円
	C	280万円	4,500円	2,000円		130万円	3,000万円	3,000万円	3,080円	CC	+250円	3,330円
	D	525万円	7,500円	3,500円		130万円	3,000万円	3,000万円	5,150円	DD	+420円	5,570円
自転車安心プラン	X	350万円	4,500円	2,500円	入院保険金 日額の40倍	130万円	3,000万円	3億円	3,560円	XX	+290円	3,850円
自転車安心プランLite	M	100万円	2,000円	1,000円		120万円	3,000万円	3億円	1,550円	MM	+160円	1,710円
カップルコース 1タイプを1口お選びください	E	210万円	4,000円	2,000円	入院を伴う手術 (重大手術以外)	280万円	5,000万円	1,000万円	1,630円	EE	+110円	1,740円
	F	350万円	6,000円	2,500円		300万円	5,000万円	2,000万円	2,170円	FF	+170円	2,340円
	G	388万円	8,000円	3,500円		300万円	5,000万円	3,000万円	2,720円	GG	+250円	2,970円
	H	533万円	13,000円	6,500円		300万円	5,000万円	3,000万円	4,350円	HH	+390円	4,740円
自転車安心プラン	Y	450万円	8,000円	4,000円	入院保険金 日額の20倍	300万円	5,000万円	3億円	2,980円	YY	+280円	3,260円
自転車安心プランLite	N	100万円	2,000円	1,000円		120万円	3,000万円	3億円	850円	NN	+100円	950円
パーソナルコース 1タイプを1口お選びください	I	420万円	4,000円	2,000円	入院を伴わない 外来の手術 (重大手術以外)	400万円	5,000万円	1,000万円	1,110円	II	+60円	1,170円
	J	890万円	6,000円	2,500円		400万円	5,000万円	2,000万円	1,650円	JJ	+90円	1,740円
	K	1,280万円	8,000円	3,500円		400万円	5,000万円	3,000万円	2,210円	KK	+130円	2,340円
	L	1,760万円	13,000円	6,500円		400万円	5,000万円	3,000万円	3,330円	LL	+200円	3,530円
自転車安心プラン	Z	1,500万円	8,000円	4,000円	入院保険金 日額の5倍	400万円	5,000万円	3億円	2,470円	ZZ	+150円	2,620円
自転車安心プランLite	O	100万円	2,000円	1,000円		120万円	3,000万円	3億円	500円	OO	+50円	550円

(ご注意) 1被保険者の方が同プランに複数加入することはできません。



高額な賠償請求にも備えられる**個人賠償3億円&充実補償の「自転車 安心プラン」に「特定感染症危険補償特約」をセット**がオススメです!

自転車保険等への加入を義務化する自治体の条例制定にもこれで対応できます。

## 1. 加入資格

以下の加入資格をご確認のうえ、お申込みください。  
(いずれも年齢は問いません。)

- 加入対象者(申込人となる方)  
組合員
- 被保険者(保険の対象となる方)  
加入するコースによって被保険者の範囲が異なります。

詳細は「7. 保険の対象となる方(被保険者)」をご覧ください。

## 2. 保険料

保険料は毎月所定の口座から振替えます。(第1回目は10月27日から)(詳細は15ページをご確認ください。)

## 3. 保険期間

令和4年10月1日(土)午後4時から令和5年10月1日(日)午後4時までの1年間。

## 4. 配当金

団体傷害保険に配当金はありません。

## 5. 受取人

死亡保険金受取人は法定相続人となります。

## 6. 税務上の取扱い

お支払いいただく保険料は損害保険料控除の対象となりません。

## 7. 保険の対象となる方(被保険者)

### パーソナルコース

下記の方のうち記名して被保険者に指定された方(被保険者本人)が保険の対象となります。

- 本人 本人の配偶者 子供 両親
- 兄弟姉妹(以上、同居を問いません。)
- 同居の親族

### カップルコース

被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。

### ファミリーコース

下記の方が保険の対象となります。

- ①被保険者本人の配偶者
- ②被保険者本人またはその配偶者の同居の親族
- ③被保険者本人またはその配偶者の別居の未婚の子

※1 親族とは6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

## ご注意

1. 被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
2. 基本補償、各特約における被保険者は、次のとおりです。

補償	被保険者		
	パーソナルコース	カップルコース	ファミリーコース
傷害補償 介護補償 被害事故補償	本人	①本人 ②本人の配偶者	①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
個人賠償責任補償	①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。		

本ページからは「弁護のちから」のご案内になります。

「弁護のちから」にご加入いただく場合は、組合員の方が「団体傷害保険」にご加入いただく必要がございます。

# 弁護のちから



もしも

あなた自身や大切なお子さまが  
法的トラブルに巻き込まれたら、  
どうしますか？

## Q1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが起こったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、さまざまな法的トラブルが起きています。

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」  
(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象と  
ならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

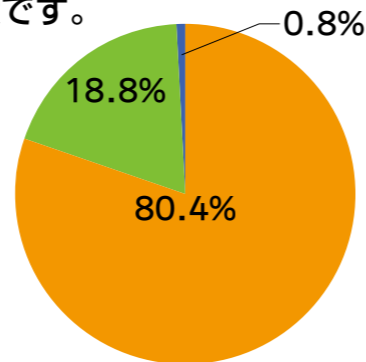
「ある」と答えた方  
約6.5人に1人

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、  
専門家である「**弁護士**」に相談できたら安心です。でも・・・

## Q2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

「身近に相談できる弁護士がいない」という方が多いのが現状です。

相談できる弁護士がいない 80.4%  
相談できる弁護士がいる 18.8%  
わからない 0.8%

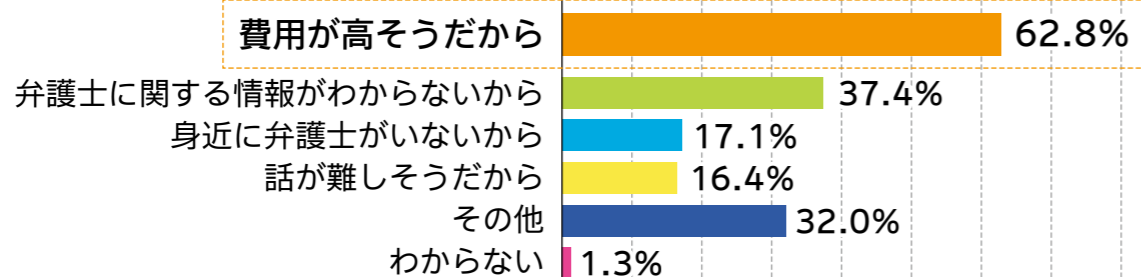


全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数 1,684人

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」をもとに損保ジャパンにて作成

## Q3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と感じている人が約6割もいます。



出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」 弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)

## 弁護士費用補償 「弁護のちから」が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

### トラブルの当事者



次の①～③の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、お子さま(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

### トラブルの当事者



次の④～⑤の法的トラブルについては、被保険者ご本人に関わる調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。

### ① 人格権侵害(※2)

- 子どもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいじめもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



### ② 被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



### ③ 借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



### ④ 遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



### ⑤ 離婚調停(※3)

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなかった。
- 子どもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。



以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル など

(※1) 被保険者が親権を有する、未成年の子が対象となります。

(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

(※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

**弁護士費用補償 2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。国内補償\***

**① 法律相談費用保険金**

弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。

■保険金額（保険期間1年間につき）

**通算 10万円限度**

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用 - 自己負担額（免責金額） **1,000円**

**② 弁護士委任費用保険金**

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

■保険金額（保険期間1年間につき）

**通算 300万円限度**

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用 × (100% - 自己負担割合 **10%**)

\*日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

▲ いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

**お支払事例①（人格侵害に関するトラブル）**

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらう交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束をしてくれたため、合意書面を作成した。

法律相談にかかった費用 **1万円**

法律相談費用保険金のお支払額  
1万円 - 1,000円（自己負担額） = **9,000円**

弁護士委任にかかった費用 **40万円**  
着手金 15万円、報酬金 25万円

弁護士委任費用保険金のお支払額  
40万円 × (100% - 10%（自己負担割合）) = **36万円**

**合計 36万9,000円をお支払い**

**お支払事例②（被害事故に関するトラブル）**

歩道で自転車で衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

法律相談にかかった費用 **1万円**

法律相談費用保険金のお支払額  
1万円 - 1,000円（自己負担額） = **9,000円**

弁護士委任にかかった費用 **50万円**  
着手金 15万円、報酬金 35万円

弁護士委任費用保険金のお支払額  
50万円 × (100% - 10%（自己負担割合）) = **45万円**

**合計 45万9,000円をお支払い**

**金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。**

**★相談できる弁護士が身近にいらなくても安心!「弁護士紹介サービス」**

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

**★「被害事故・嫌がらせ相談窓口」**

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

- (注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者が提供します。
- (注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- (注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
- (注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱保険代理店までご連絡ください。  
事故サポートセンター：【受付時間】24時間365日 TEL：0120-727-110
- (注6) 保険金のお支払方法等重要な事項は、P.15「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。
- (注7) 弁護士費用補償または個人賠償責任補償における補償の重複については、P.18をご確認ください。



**補償内容と保険料（保険期間：1年間）**

補償内容（保険金の種類）		保険金額
弁護士費用補償	法律相談費用（自己負担額 1,000円）	通算 10万円 限度
	弁護士委任費用（自己負担割合 10%）	通算 300万円 限度

**補償対象となるトラブルと加入タイプ**

	①人格権侵害	②被害事故	③借地・借家	④遺産分割調停	⑤離婚調停	月払保険料
PB1	○	○	○	○	○	<b>420円</b>
PB2	○	○	○	○	×	<b>370円</b>
PB3	○	○	×	×	×	<b>180円</b>

**【プラン選択時にご注意ください】**

■弁護士費用補償においては、加入者ご本人のみご加入いただいた場合、配偶者の方が被った法的トラブルは、補償の対象となりません。配偶者の方の補償もご希望の場合は、別途ご加入いただく必要があります（配偶者の方以外の同居のご親族の方等もご加入いただけます。）。

**弁護士費用補償に関する保険責任について**

- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まり、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

**「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任との関係」（イメージ図）**



**「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始（イメージ図）**



(注) 「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります（責任開始日）。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

## Q&A 団体傷害保険について

**Q** 自転車安心プランは自転車事故の時のみが対象ですか？

**A** 自転車事故だけでなく、2・3ページに記載の事故等が補償対象です。  
自転車安心プラン・自転車安心プランLiteは他のプランと比べて、賠償について補償を手厚くしたものです。

**Q** ファミリーコースに加入していますが、次の家族は保険の対象となりますか？

- ①本人の夫(配偶者)が一時的に家族において単身赴任している場合
- ②本人の大学生の娘が遠隔地の大学近くの下宿している場合
- ③本人の母が医療施設に一時的に入院している場合
- ④本人の息子(未婚)が社会人として独立して別居している場合
- ⑤配偶者の連れ子(養子縁組していない)

**A** ①～⑤すべて対象となります。

**Q** 友人から借りていたビデオカメラを落として壊してしまったのですが、この保険の対象になりますか？

**A** 補償の対象になります。

**Q** カップルコースに加入しようと思いますが、被保険者はどのように記入すればいいのでしょうか？

**A** 加入申込書の被保険者(補償の対象となる者)欄には、組合員本人を指定してください。

## Q&A 保険金のお支払いについて

**Q** 手術保険金の支払方法について教えてください。

**A** 急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。

なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。

- ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術<sup>(※1)</sup>
- ②先進医療に該当する手術<sup>(※2)</sup>

手術 (重大手術以外)	<入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)
重大手術	手術保険金の額=入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。

**Q** 職業・職種級別について教えてください。

**A** 被保険者本人の職業や職種の危険度に応じて、2区分(A級・B級)に分かれます。  
裁判所の職員の場合、運転手(技官)だけがB級に該当し、それ以外の職種の方はすべてA級に該当します。  
また、ご家族の方においても、下表のB級に該当する方以外は、すべてA級に該当することになります。ファミリー、カップルコースで、混在している場合は、加入者の職種級別に準じます。  
(オートテスター、オートバイ競争選手などA級・B級区分に該当しない方は別途、損保ジャパンまでお問い合わせください。)

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。の方等についてはお引き受けできません。

**Q** 実際に保険金請求することになりました。どうすればいいの？

**A** 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

[事故サポートセンター]

**0120-727-110**

受付時間:24時間・365日対応

## Q&A 弁護のちからについて

**Q** 弁護のちからだけの加入は可能ですか？

**A** 組合員の方が、傷害総合保険(ファミリー、カップル、パーソナルコース)いずれかに加入されていることが加入の条件となります。  
被保険者は、下記のうち被保険者に指名された方(被保険者本人)が保険の対象となります。  
本人、配偶者、子供(未成年除く)、両親、兄弟姉妹、(以上、同居を問いません)同居している親族

**Q** 弁護のちからと自動車保険の弁護士費用特約との違いは何ですか？

**A** 主に以下のような相違点があります。被害事故に関する補償は重複していません。

	弁護のちから	弁護士費用特約 (自動車保険)
自己負担額 自己負担割合	設定あり	設定なし
被保険者	被保険者 本人のみ*	家族も含む
補償範囲	自動車事故は 対象外	自動車事故を補償

※補償の対象となるトラブルのうち一部については、本人の未成年かつ未婚の子のトラブルも対象になります。

**Q** 弁護のちからにおいて、法律相談せずに弁護士委任となった場合も補償対象になりますか？

**A** 法律相談の後に弁護士委任するのが一般的ですが、法律相談を行わずに弁護士委任した場合でも、弁護士委任費用について補償対象になります。

**Q** 弁護のちからにおいて、相談時間や回数に制限はありますか？

**A** 保険金額の範囲であれば、相談時間や回数に特段の制限はありません。ただし、保険金としてお支払いするのは当社が事前に承認した費用にかぎります。

**Q** 弁護のちからにおいて、海外で提起された訴訟は補償対象になりますか？

**A** 補償対象外になります。(補償対象になるのは、国内で提起された訴訟、かつ、日本の法令に基づき解決するトラブルです。)

**Q** 弁護のちからにおいて、こどものいじめで人格権侵害の加害者となってしまった場合は補償対象外になりますか？

**A** 補償対象外になります。

**Q** 弁護のちからにおいて、こどもが起こした自転車加害事故は補償対象外になりますか？

**A** 補償対象外になります。

**Q** 自動車保険の弁護士費用特約は、弁護のちからの加入依頼書における「★他の保険契約等」に該当しますか？

**A** 該当しません。

**Q** 弁護のちからにおいて、本人、配偶者双方が加入し、こどもが被害にあったときの保険金額、免責金額および自己負担割合の考え方は？

**A** 本人、配偶者がそれぞれ法律相談または弁護士委任を行い負担した費用に対して、それぞれの保険金額、免責金額および自己負担割合が適用されます。

**Q** 弁護のちからにおいて、係争中に満期更改を迎えた場合などは、1年ごとに保険金額が復活し、保険金が支払われますか？

**A** 1つの事案について、1年ごとに保険金額が復元することはありません。当該事案について、保険期間をまたがって法律相談・弁護士委任を行った場合、最初の法律相談または弁護士委任を行ったときの保険契約に寄せて、保険金額の上限までの支払いになります。

**Q** 実際に保険金請求することになりました。どうすればいいの？

**A** 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

[事故サポートセンター]

**0120-727-110**

受付時間:24時間・365日対応





## 1. お手続関係について

氏名変更・その他訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>募集期間中は、毎年の募集時に配布される「加入申込書」で訂正してください。</li> <li>その他の時期に変更される場合は、「脱退変更通知書」を共済組合支部より取寄せ、記入・押印のうえご提出ください。</li> </ul>
受取人	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡保険金受取人は被保険者の法定相続人となります。</li> <li>その他の保険金は原則、被保険者本人が受取人となります。</li> </ul>
脱退・死亡	<b>【脱退】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険年度末日で脱退される場合は、「脱退変更通知書」にて満期脱退としてお手続きください。</li> <li>退職等やむをえない事情で保険年度途中で脱退される場合は、共済組合支部にお申し出ください。</li> </ul> <b>【死亡】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>共済組合支部にお申し出ください。（「脱退変更通知書」にて中途脱退手続が必要になります。）</li> </ul>
保険金請求 (事故発生時の対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故の連絡 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故サポートセンター 0120-727-110(受付時間：24時間365日)までご連絡ください。</li> <li>・事故連絡受付後、所定の保険金請求書類を加入者または受取人へ送付します。</li> <li>・事故の発生の日から30日以内に損保ジャパンへのご通知がない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。</li> </ul> </li> </ul>

## 2. 書類の発行について

団体傷害保険、 弁護のちから 加入者証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送付対象者は加入者(組合員)単位となります。</li> <li>・毎年11月に共済組合支部を通じて配付されます。</li> <li>・募集期間終了後に確定した保険金額が掲載されておりますのでご確認ください。</li> <li>・メールシーラータイプとなります。</li> </ul>
損害保険料 控除証明書	損害保険料控除証明書は発行されません。 (平成18年12月末をもって、損害保険料控除制度は廃止されています。)

## 団体傷害保険、弁護のちからのあらまし【契約概要のご説明】

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただけますようお願いいたします。  
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)]にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

- 1. 商品の仕組み** この商品は傷害総合保険普通保険約款に弁護士費用総合補償特約等の各種特約をセットしたものです。
- 2. 保険契約者** 裁判所共済組合
- 3. 保険期間** 令和4年10月1日(土)午後4時から令和5年10月1日(日)午後4時までの1年間となります。(以降1年ごとの同等タイプでの自動更新となります。)
- 4. 申込締切日** 令和4年6月30日(木)
- 5. 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等**

引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

- 加入対象者…裁判所共済組合の組合員
- 団体傷害保険：被保険者…裁判所共済組合の組合員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。

【ファミリーコース】被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。  
※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

【カップルコース】被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。

※被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

【パーソナルコース】被保険者本人のみが保険の対象となります。

(注)団体傷害保険に加入する際、被保険者の年齢制限はありません。(何歳でもご加入いただけます。)

- ◆**弁護のちから**：加入要件…裁判所共済組合員の方が、団体傷害総合保険(ファミリー、カップル、パーソナル)いずれかに加入していること
- ◆**弁護のちから**：被保険者…本人、配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族の方を被保険者としてご加入いただけます。ただし、未成年者を除きます。

- お支払方法**…保険料は毎月所定の口座から振替えます。(第1回目は10月27日から)
- お手続方法**…下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の共済組合支部までご送付ください。

	ご加入対象者	お手続方法
	新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
さ 既 加 入 者 の 皆	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合*	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。
皆	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法は損保ジャパンまでお問い合わせください。  
(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

- 中途脱退…この保険から脱退(解約)される場合は、共済組合支部までご連絡ください。
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

## 団体傷害保険のあらまし【契約概要のご説明】(つづき)

### 6. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ<sup>(※)</sup>をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従い、お支払いの対象となります。

(注)保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

#### 「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 <sup>(※1)</sup> を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセツしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 <sup>(※2)</sup> のないもの ⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故
後遺障害 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	
入院 保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)	
手術 保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 <sup>(※1)</sup> ②先進医療に該当する手術 <sup>(※2)</sup> 手術(重大手術 <sup>(※3)</sup> 以外) <入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額＝入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍)	
	重大手術 <sup>(※3)</sup> 手術保険金の額＝入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、テブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。	
通院 保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 <sup>(※)</sup> を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等を含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	
介護 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害 <sup>(※)</sup> が生じ、所定の要介護状態となった場合、181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対し、1年間に付き、介護保険金年額をお支払いします。重度後遺障害による要介護状態である期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。 介護保険金の額＝介護保険金年額×要介護期間(年)(事故の発生の日から181日目以降の要介護状態である期間) (※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 (注)介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。	

【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約】  
特定感染症<sup>(※1)</sup>を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。

また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用(実費)に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。

(※1)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症<sup>(※2)</sup>をいいます。2022年1月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

(※2)新型コロナウイルス感染症は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。)であるものにかぎります。

## 弁護士費用総合補償特約セット団体総合保険のあらまし【契約概要のご説明】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
被害事故 国内 国外 補償 <sup>(注1)</sup>	被保険者が、被害事故 <sup>(※1)</sup> により死亡された場合または所定の重度後遺障害 <sup>(※2)</sup> が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金など (※1)被害事故とは、第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。 (※2)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 (注)介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的 他覚所見のないもの ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族 など

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任 (国内 国外 補償) <sup>(注2)</sup>	日本国内または国外において、被保険者 <sup>(※1)</sup> が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者 <sup>(※1)</sup> の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例：自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物(受託品) <sup>(※2)</sup> を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等 <sup>(※3)</sup> を運行不能にさせた場合  (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。  (※2) 次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両 <sup>(※1)</sup> 、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ <sup>(※2)</sup> または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など  (※1) 次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの (※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

(注) 補償内容が同様のご契約<sup>(※1)</sup>が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください<sup>(※2)</sup>。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合				
弁護士費用 <sup>(注)</sup> 法律相談費用 保険金 + 弁護士委任費用 保険金	被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1から5までのいずれかに該当するトラブル <sup>(※1)</sup> について、弁護士への法律相談または委任を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、保険期間中に法律相談費用または弁護士委任費用を負担することにより被った損害に対して、法律相談費用保険金または弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、以下1・2・5のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、1・5のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。 1 被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗難または詐欺にあった等 <sup>(※2)</sup> の被害を被ったことによるトラブルをいいます。 2 借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉(賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。)に関するトラブルを含みません。 3 離婚調停に関するトラブル 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。 (注1)原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。 (注2)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 4 遺産分割調停に関するトラブル 被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分の減殺請求 <sup>(※3)</sup> における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。 (注)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 5 人格権侵害に関するトラブル 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注)警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。	【全トラブルに共通の事由】 ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為 <sup>(※)</sup> 、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、詐欺による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 など (※)この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかでない場合は、保険金をお支払いします。				
保険金種類	お支払いする保険金の額	【各トラブル固有の事由】 左記1に該当する場合 ⑫自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル ⑬医師等が行う診察、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑭あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑮薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ⑯身体的美容または整形				
法律相談費用保険金 + 弁護士委任費用保険金	<table border="1"> <tr> <td>法律相談費用保険金</td> <td>法律相談<sup>(※4)</sup>の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。 法律相談費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 1,000円</td> </tr> <tr> <td>弁護士委任費用保険金</td> <td>弁護士委任<sup>(※4)</sup>によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費<sup>(※5)</sup>を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 弁護士委任費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合 10%)</td> </tr> </table>	法律相談費用保険金	法律相談 <sup>(※4)</sup> の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。 法律相談費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 1,000円	弁護士委任費用保険金	弁護士委任 <sup>(※4)</sup> によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費 <sup>(※5)</sup> を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 弁護士委任費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合 10%)	左記1・2・5に該当する場合 ⑰被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由
法律相談費用保険金	法律相談 <sup>(※4)</sup> の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。 法律相談費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 1,000円					
弁護士委任費用保険金	弁護士委任 <sup>(※4)</sup> によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費 <sup>(※5)</sup> を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 弁護士委任費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合 10%)					
	(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①被保険者または被保険者を親権者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の法律相談または弁護士委任のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 (※1) 日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。 (※2) 財物の盗難または詐欺にあったこと等による被害の場合は、警察への届出を行ったものにかぎります。 (※3) 遺留分の減殺請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。 (※4) 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談および弁護士委任が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。 (※5) 諸経費とは、弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請求する郵便切手代、収入印紙代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用およびその他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みません。	左記1・5に該当する場合 ⑱環境汚染 ⑲環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑳騒音、振動、悪臭、日照不足等 ㉑電磁波障害  左記3に該当する場合 ㉒被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル など				

(注) 補償内容が同様のご契約<sup>(※1)</sup>が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください<sup>(※2)</sup>。

(※1) 傷害保険の他、自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(未成年の子の結婚等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## 用語のご説明

用語	用語の定義												
原因事故	法律相談または弁護士委任に至るトラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生の際は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>トラブルの種類</th> <th>原因事故の発生の時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.被害事故に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時</td> </tr> <tr> <td>2.借地または借家に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)</td> </tr> <tr> <td>3.離婚調停に関するトラブル</td> <td>被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時</td> </tr> <tr> <td>4.遺産分割調停に関するトラブル</td> <td>被保険者の被相続人が死亡した時</td> </tr> <tr> <td>5.人格権侵害に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時</td> </tr> </tbody> </table>	トラブルの種類	原因事故の発生の時	1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時	2.借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)	3.離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時	4.遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時	5.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
	トラブルの種類	原因事故の発生の時											
	1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時											
	2.借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)											
	3.離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時											
4.遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時												
5.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時												
財物	被保険者または被保険者の未成年の子が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物(通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるものを含みます。)をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。												
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。												
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kikan.html)												
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。												
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。												
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。												
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。												
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 <sup>(※1)</sup> および同性パートナー <sup>(※2)</sup> を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。												
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。												
弁護士	弁護士法(昭和24年法律第205号)の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された者をいいます。なお、被保険者が弁護士の場合は、被保険者以外の弁護士をいいます。												
法律相談	弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条(弁護士の職務)に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。												
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談または弁護士委任を行う者を含みます。												
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。												
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。												
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。												

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

### 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項<sup>(※)</sup>について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者ご本人の職業または職務

★他の保険契約等<sup>(※)</sup>の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

\*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

\*告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

●弁護士費用補償において、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

### 3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご知いただく義務(通知義務)があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

【プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく損保ジャパンまでご通知ください。

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

### 4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の令和4年10月1日午後4時に始まります。

【弁護士費用総合補償特約】

●離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります。

## 5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律相談および弁護士委任をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく法律相談および弁護士委任をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。なお、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡されたときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合

・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

など

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票	など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書	など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写)	など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書	など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 <sup>(※)</sup> 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書	など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書	など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

## 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

## 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、共済組合支部にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

〔引受保険会社〕 損害保険ジャパン(株)(幹事) 60.0% 三井住友海上火災保険(株) 25.0%  
あいおいニッセイ同和損害保険(株) 12.0% 東京海上日動火災保険(株) 3.0%  
上記引受割合は令和4年3月現在のものです。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

## 9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1)保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(2)保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割<sup>(注)</sup>までが補償されます。

(注)保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

## 10. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

## ご加入者限定電話相談サービス SOMPO 健康・生活サポートサービス

### 電話相談サービスを無料でご利用いただけます。

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの団体傷害保険にご加入いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

### サービスメニュー

- 健康・医療相談サービス
- 介護関連相談サービス
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス(予約制)
- 法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間)  
一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。
- メンタルヘルス相談サービス
- メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス

(注1)本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。

(注2)ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3)ご利用は日本国内からにかぎります。

(注4)ご相談内容やお取次事項によっては有料となるものがあります。

(注5)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注6)ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO 健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。